

KAMA ちゃんの「廃棄物ひとくちコラム」

環境省産業廃棄物行政組織等調査報告書から（その1）

産業廃棄物処理業許可件数について

環境省が行う「産業廃棄物行政組織等調査」とは、産業廃棄物行政の基礎資料を得るために、産業廃棄物処理施設の設置状況や産業廃棄物処理業の許可状況などを調査するものです。この調査は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物行政の現状を把握し、今後の政策立案や施策の推進に役立てることを目的としています。調査項目や許可権者数が多い（都道府県47、政令市82）ことからデータ数が膨大であるため集計に時間を要し、今年の5月に公表された調査結果は令和4年度のものでした。私が現役の頃は、1年遅れ程度で公表されていましたので、それと比べて集計に手間取っている実態があります。

今回以降、その調査報告書から読み取れる興味深い情報を伝えたいと思います。

第1回目は、産業廃棄物処理業許可件数についてです。

産業廃棄物処理業許可は、①収集運搬業と処分業に分類される②普通物と特管物を扱う許可は別々に必要である③許可は都道府県・政令市単位で取得する必要があるという許可制度の立付けをご理解いただきながら、掲載した数字は実業者数ではなく、許可件数であることを頭に置いてお読みください。

まず、全国の産業廃棄物処理業許可件数とりまとめ結果は次表のとおりです。

(普通物) 産業廃棄物処理業許可件数

R05.3.31 現在

	収集運搬業			処分業			
	積保含む	積保なし	合計	中間	最終	中間+最終	合計
都道府県	5,750	218,333	224,083	8,671	195	389	9,255
政令市	3,060	1,515	4,575	3,806	69	118	3,993
合計	8,810	219,848	228,658	12,477	264	507	13,248

特別管理産業廃棄物処理業許可件数

	収集運搬業			処分業			
	積保含む	積保なし	合計	中間	最終	中間+最終	合計
都道府県	738	20,985	21,723	394	41	21	456
政令市	485	363	848	287	17	7	311
合計	1,223	21,348	22,571	681	58	28	767

収集運搬業許可は、原則県知事許可とされているために、圧倒的に都道府県における許可件数が多くなっています。普通物処分業における県知事許可件数は政令市の2.3倍であるのに対し、収集運搬業では約50倍となっています。これは、平成22年に行われた収集運搬業許可合理化に係る法改正に起因するものであり、改正前の平成21年度集計結果では、都道府県の収集運搬業許可件数149,130に対し政令市同許可件数132,028であったことから、許可を取得する業者側から見れば、いかにメリットの大きな法改正であったかが理解できます。

自治体別の許可件数は別表に掲げましたが、東京都、埼玉県、神奈川県、大阪府、千葉県では1万件を超えており、この5都府県で全国の1/3を占めていることが判ります。

また、積替え保管を含む許可件数について見てみると、政令市の方が、都道府県に比べ割合的に多い感じがします。制度の関係で単純な比較はできませんので、先ほどと同様の比較をしてみると、普通物処分業における県知事許可件数は政令市の2.3倍であるのに対し、積替え保管を含む許可件数比は、1.9倍に留まっていることが、そう考える理由です。別表を詳細に調べてみると、横浜市、静岡市、岡山市、広島市など7政令市においては、所属県よりも多くの積替え保管許可件数となっています。

次に処分業について見ると、中間処理業許可件数が圧倒的に多くなっています。逆に言えば、それだけ最終処分業の許可取得が厳しいことを表しています。「最終処分のみ」と「中間+最終」を合計しても、全処分業許可件数の6%弱ですので、いかに最終処分（埋立て）の許可が貴重であるかが判ります。

また、都道府県別では、北海道、愛知県、福岡県、静岡県、東京都、埼玉県が300件を超えており、政令市では、北九州市、横浜市、名古屋市、大分市、大阪市で100件を超えています。収集運搬業許可でも同様ですが、工業地帯を抱える産業廃棄物排出量の多い地域で許可件数が多いのは、必然的な結果と考えられます。

特別管理産業廃棄物処理業許可件数は、普通物と同様な傾向を示していますが、収集運搬業では普通物の10%、処分業では6%程度の件数に留まっていることが特徴です。これは、特管物の排出量自体がその程度であり、需給のバランスからこのような結果になっているものと推定されます。